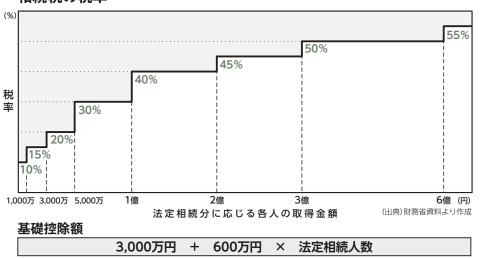
相続税率 税率構造

2015年以降の相続税率・基礎控除額(2013年度改正)

相続税の税率

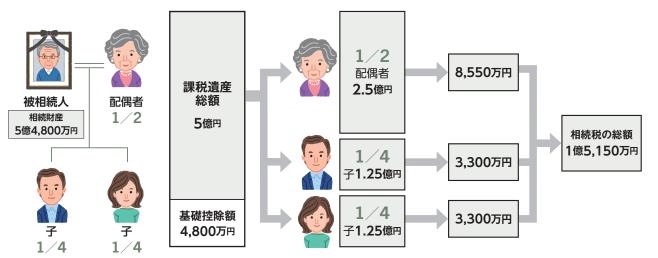


〈参考〉最高税率・基礎控除額の推移

区分	最高税率	基礎控除額
1988年12月 改正前	5億円超 75%	2,000万円+ 400万円 ×法定相続人数
1988年12月 改正	5億円超 70%	4,000万 円+ 800万 円 ×法定相続人数
1992年度 改正	10億円超 70%	4,800万 円+ 950万 円 ×法定相続人数
1994年度 改正	20億円超 70%	5,000万円+ 1,000万円 ×法定相続人数
2003年度 改正	3億円超 50%	5,000万円+ 1,000万円 ×法定相続人数
2013年度 改正	6億円超 55%	3,000万円+ 600万円 ×法定相続人数

(出典) 財務省・国税庁資料より作成

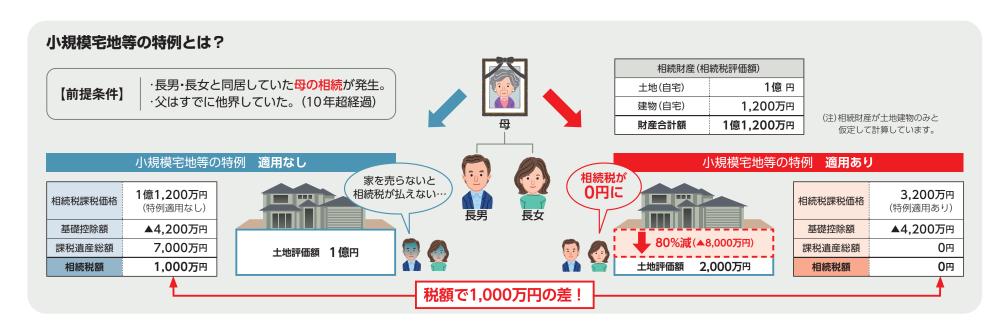
《相続税の総額の計算》



相続税の速算表

法定相続分に応じる各人の取得金額		税率	控除額
	1,000万円以下	10%	ı
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億 円以下	30%	700万円
1億円超	2億 円以下	40%	1,700万円
2億 円超	3億 円以下	45%	2,700万円
3億 円超	6億 円以下	50%	4,200万円
6億 円超		55%	7,200万円

小規模宅地等の特例の見直し



《近年の改正》

●貸付事業用宅地等の改正(2018年度改正)



(※1) 貸間、アパート⇒10室以上 独立家屋⇒5棟以上

適用時期

2018年4月1日以後の相続等に係る相続税について適用されます。 (同日前から不動産貸付事業の用に供されているものを除く。)

❷特定事業用宅地等の改正(2019年度改正)



(※2) その事業の用に供されていた一定の減価償却資産のつち 被相続人等が有していたものの相続開始時の価額の合計額

その事業の用に供されたその宅地等の相続開始時の価額

適用時期

2019年4月1日以後の相続等に係る相続税について適用されます。

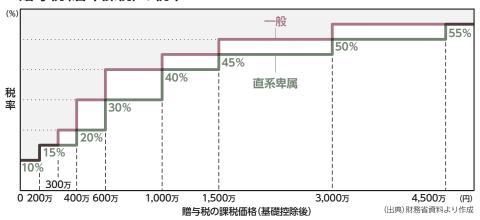
■:事業供用日

(同日前から事業の用に供されているものを除く。)

贈与税率 税率構造(暦年課税)

「18歳以上の子や孫等(直系卑属)」への贈与については、一般の贈与に比べ、税率が優遇されています。

贈与税(暦年課税)の税率



直系卑属への贈与と一般の贈与の税額比較(計算例)

	贈与税額(実効税率)		
贈与財産の価額	受贈者が18歳以上の	受贈者が	
	子・孫等の場合	左記以外の場合	
300万円	19万円 (6.3%)	19万円 (6.3%)	
500万円	49万 円 (9.8%)	53万円 (10.6%)	
700万円	88万円 (12.6%)	112万円 (16.0%)	
1,000万円	177万 円(17.7%)	231万円 (23.1%)	
1,500万円	366万円 (24.4%)	451万 円 (30.1%)	
2,000万円	586万円 (29.3%)	695万円 (34.8%)	
3,000万円	1,036万円 (34.5%)	1,195万 円 (39.8%)	
5,000万円	2,050万 円 (41.0%)	2,290万円 (45.8%)	
1億円	4,800万 円 (48.0%)	5,040万 円 (50.4%)	



贈与税の課税制度(改正の概要)

贈与税の課税制度には、**暦年課税と相続時精算課税**の2つがあります。原則的な課税方式は**暦年課税**ですが、一定の要件に該当する場合には 相続時精算課税を選択することができます。贈与者ごとに異なる課税方式を選択できます。

	贈与税額の計算	相続税の課税価格への加算	
	畑 子 仇 缺 ひ 司 昇	加算対象	加算額
E & == 14	基礎控除額 第一 110天四	相続開始前	相続開始前3年以内・・・・・・・ 贈与財産価額の全額
		7年以内の 贈与財産	相続開始前3年超〜7年以内・・贈与財産価額の合計額から 100万円を控除した残額
相続時精算課税	贈与財産 基礎控除額 特別控除額 一110万円 一2,500万円 ×20% (毎年) (累積限度額) (一律)	相続時精算課税 選択後の贈与財産	各年の贈与財産価額から基礎控除額 (110万円)を控除した残額の合計額

(※)相続時精算課税は選択制です。一度選択すると撤回することができません。

(注) **赤字**は、2023年度における改正箇所です。詳細はP.11、12をご参照ください。



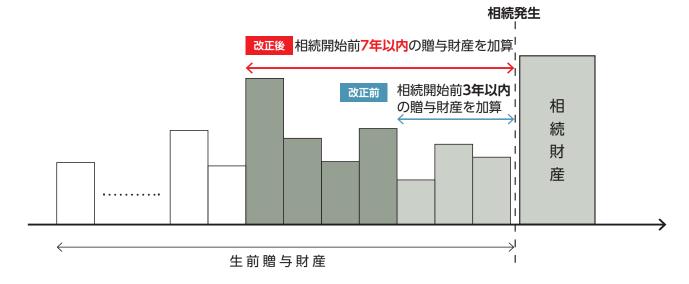
相続開始前贈与の加算期間の延長(暦年課税)

資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、贈与税(暦年課税)について下記の改正が行われます。

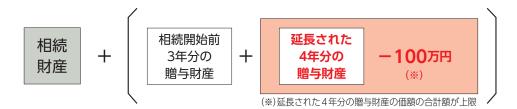
- 1. 相続財産に加算される贈与財産について、加算対象となる贈与の期間が相続開始前3年から7年に延長されます。
- 2. 延長された4年分の贈与財産については、4年分の贈与財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が加算されます。

(1)加算期間の延長

改正前	改正後	
3 年	7 年	



(2)相続財産に加算される贈与財産の価額



改正の適用時期と加算期間の延長

相続開始日	加算期間
~2026年12月31日	3年
2027年1月1日~2030年12月31日	3年超~7年未満
2031年1月1日~	7年

適用時期

2024年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。



相続時精算課税制度の見直し

資産移転の時期に中立的な仕組みである相続時精算課税制度の使い勝手向上のため、下記の改正が行われます。

- 1. 贈与税の計算上、相続時精算課税制度においても**暦年課税の基礎控除とは別途、毎年110万円の基礎控除が創設**されます。
- 2. 相続時において、相続財産に加算される贈与財産の価額は、各年の基礎控除後の残額です。
- 3. 土地、建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は、相続時に加算額を再計算します。

(1)相続時精算課税における基礎控除の創設



(※)複数の特定贈与者から贈与を受けた場合は、それぞれの贈与額に応じ按分します。

(2)相続財産に加算される贈与財産の価額

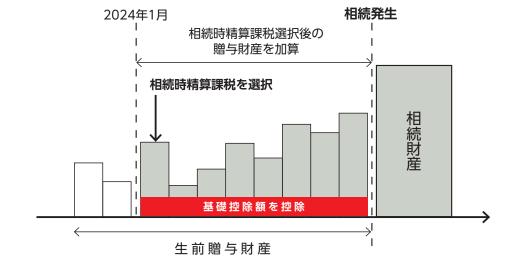
相続 十

贈与財産(相続時精算課税適用財産)の価額から 各年ごとに基礎控除(110万円)した後の残額

(注)右図をご参照ください。

(3)一定の土地・建物についての加算

改正前贈与時点での時価で固定改正後災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時に再計算



週用時具

(1)、(2)については2024年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

(3)については2024年1月1日以後に生ずる災害により被害を受けた場合について適用されます。

(山曲) 白足骨粉制調本合資料を加等核正